

1. いじめ防止基本方針

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。また、近年の急速な情報技術の発展により、インターネットを介した新たないじめ問題が生じ「いじめ」はますます複雑化、潜在化する様相を見せている。こうした中、今一度、すべての教職員が「いじめ」という行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。

本校では、特別委員会の生徒指導委員会を機能させ、「危機管理マニュアル」の改善を図り、「いじめ」の早期発見の手立てや「いじめ」が起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、「いじめ」の未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」を作成した。

2. いじめ防止対策推進の基本的な考え方

- (1) 「いじめ防止基本方針」を全教職員及び保護者等で共有し、関係機関や地域住民等の協力も得ながら、いじめの根絶に向けた組織的な取組を推進する。
- (2) 生徒指導委員会を機能させ、校長のリーダーシップの基、いじめ防止に対して、実効性のある取組を推進する。
- (3) 児童の心身や財産に重大な被害を与えるような重大ないじめに対しては、設置者や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じる。

3. 「生徒指導委員会」

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「生徒指導委員会」を機能させる。
- (2) 校長は、本委員会を定期的に招集するとともに、必要に応じて臨時に招集する。

＜構成員＞

校長、教頭、教務主任、生徒指導部長、生徒指導部員

*校長は、いじめ防止対策に係る基本的な方向性を示し、取組内容を決定する。

*教頭は、校長の方針に基づき、生徒指導部長及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行う。

*生徒指導部は教務主任と連携し、対策推進のための実務的な連絡及び調整を行う。

4. 「生徒指導委員会」の役割

「生徒指導委員会」は、いじめ根絶に向け、次に掲げる事項に取り組む。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> (1) いじめ防止基本方針の策定と公開 (2) いじめ根絶に係る児童(生徒)の自治活動の推進 (3) 児童(生徒)の思いやりの心など豊かな心の育成 (4) 児童(生徒)の望ましい人間関係や自己有用感の育成 (5) 児童(生徒)の情報モラルの育成 (6) ネット・トラブルの対応 (7) いじめの早期発見・早期解消 (8) いじめの再発防止 (9) 関係機関との連携 (10) 保護者等への適切な情報提供 |
|--|

- (11) いじめの問題及び児童(生徒)理解に係る教職員の研修の企画と運営
 (12) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
 (13) その他、いじめ防止対策推進に関すること

5. 「いじめ」防止に関わる具体的な取組内容

早期発見	いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と子どもたちとの信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が子ども達の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。また、子ども達に関わるすべての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集する。
早期発見の具体的手立て	☐ 日々の観察 - 子どもがいるところには、必ず先生がいる - 休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、子ども達の様子に目を配る。「子どもがいるところには、必ず先生がいる」ことを目指し、子ども達と共に過ごす機会を積極的に設ける。 ☐ 相談窓口の設置 ☐ 観察の視点 - 集団を見る視点を明確化する - 発達段階からみると、子ども達は小学校中学年以降からグループを形成し始め、発達の個人差も大きくなる時期でもあることから、その時期にいじめが発生しやすくなる。各担任が学級内にどのようなグループがあり、そのグループ内の人間関係がどうであるかを把握する。また、気になる言動が見られた場合、グループに対して適切な指導を行い、関係修復に当る。
教育相談	☐ 教育相談 - 気軽に相談できる雰囲気づくり - 日常生活の中での教職員の声かけ等、子ども達が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、定期的な教育相談週間を設けて、相談体制を整備する。 ☐ スクールカウンセラーの活用
いじめ実態調査	☐ いじめ実態調査アンケート 実態に応じて随時実施することにする。学期途中に1回以上のアンケートを実施する。実施方法については、記名、無記名、持ち帰り等、状況に応じて配慮し実施する。
いじめに関する研修	☐ 学級活動及び道徳の時間における指導方法について ☐ カウンセリングマインドの機能を生かした生徒指導の在り方について ☐ 事例研修会の実施

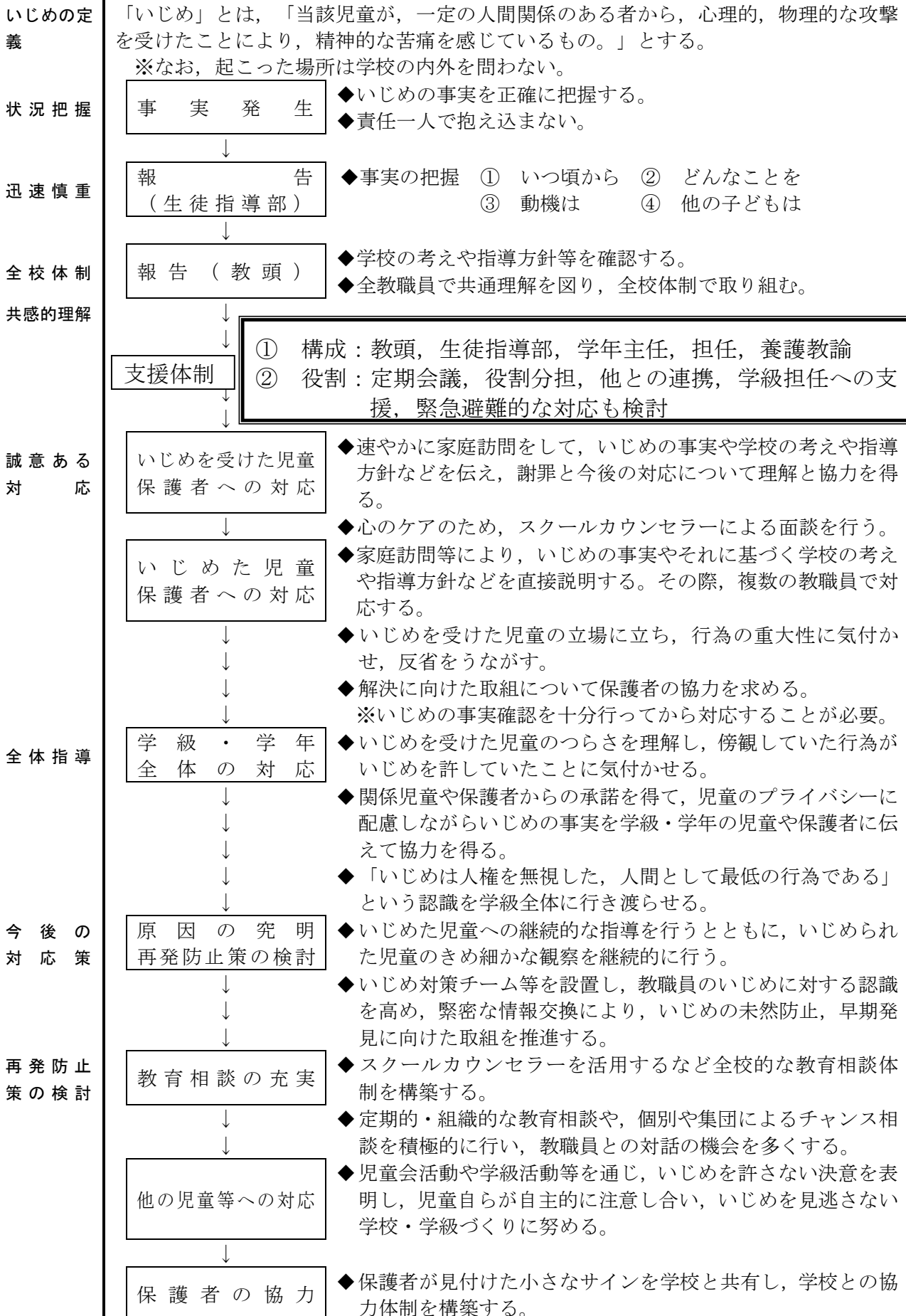
6. いじめ対応の具体

本人からの訴え	☐ 心身の安全を保証する 日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という、教師の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを明確にする。保健室などを活用して一時的に危険を回避する時間や場所を確保したり、担任やカウンセラーを中心に、本人の心のケアに努めたりするとともに、具体的に心身の安全を保証する。 ☐ 事実関係や気持ちを傾聴する 訴えてきた子どもを信じているという姿勢で、疑いをもつことなく話を聞く。 ※事実関係の客観的な把握にこだわり、状況の聴取だけにならないように注意する。
子どもからの情報提供	☐ いじめを訴えたことにより、その子へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の子どもたちから目の届かない場所や時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。 ☐ 「よく話してくれたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信元は、絶対に明かさないことを伝え、安心感を与える。
保護者からの訴え	☐ 保護者がいじめに気付いた時に、即座に学校へ連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築く。 ☐ 問題が起こった時だけの連絡や家庭訪問では、信頼関係は築けない。日頃から、子どもの良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する。 ☐ 子どもの苦手なところやできていない点を一方的に指摘されると、保護者は自分自身のしつけや子育てについて、否定されたと感じることもあることから、保護者の気持ちを十分に理解して接する。

【取り決め事項】

- ☐いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、学年主任、生徒指導部長に連絡し、管理職に報告する。
- ☐いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守る。
- ☐いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聞く場合は、他の生徒たちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮する。
- ☐事実確認は、いじめられている子どもといじめている子どもを別の場所で行う。
- ☐状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を確立する。
- ☐いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聞き取るとともに、周囲の生徒や保護者など第三者からも詳しく情報を得て、正確に把握する。
- ☐保護者対応は、複数の教職員（学年主任・担任・生徒指導部長）で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。
- ☐短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職等の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を行う。

いじめ対応のフローチャート



7. 重大事態への対処

(1) 重大事態の把握

- 重大事故・事案の発生
- 本人及びその保護者からの申し立て
- 教育委員会、警察等関係機関からの通報
- その他

※ 重大事態か否かの判断は、法や国の基本方針等を参考にする。

(2) 重大事態の調査

- いじめ防止対策推進委員会の緊急招集，調査の実施
- 事実の整理，校長（リーダー）への報告

(3) 重大事態の報告，通報

- 教育委員会への報告，早期対応チーム派遣等支援の要請
- 犯罪行為が認められる場合等は，警察への通報，支援の要請

(4) 調査組織の設置（教育委員会の指示により設置）

- 校内調査委員の選定
- 校外の専門家への協力依頼〔いじめ早期対応チーム（教育指導課），スクールソーシャルワーカー，スクールカウンセラー，スクールサポーター等〕
- 「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」の派遣要請
- 加害者への教育的措置の検討
- 被害者の救済措置の検討
- 調査及び対応結果の教育委員会への報告

(5) 措置の実施

- 教育委員会の指示に基づく措置の実施

8. その他の取組

(1) 全校集会の実施（いじめ撲滅宣言等）

(2) いじめ・非行防止強調月間（6月，10月）の設定

(3) 参観日に道徳の授業公開

(4) 参観日の学年・学級懇談における情報提供

・いじめ防止基本方針の説明やネット・トラブル未然防止について ※市教委作成資料の活用）

(5) 「旭川市生徒指導研究協議会」との連携